

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和7年6月5日(木)午後1時24分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田和弘
2番	山口吉広
3番	藤本直樹
4番	上田幸子
5番	岡井文彦
6番	田中壽嗣
7番	内田裕夫
8番	石塚加津美
10番	西村和樹
11番	西野英紀
12番	松本吉博
13番	森一博
14番	加瀬千代
15番	寺内一郎
16番	戸田治巳
17番	内田孝司
18番	村田良文
19番	樋口敏昭
20番	林吉一

4. 欠席委員

9番	西村九三男
----	-------

5. 会議録署名委員
- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 村 田 和 弘 |
| 2 番 | 山 口 吉 広 |

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪 田 智 子
農業委員会事務局次長	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- 議案第 1 号 久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱の一部改正について
- 議案第 2 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について (4 条届出)
- 報告第 2 号 2 アール未満の農業用施設建築 (設置) 届出について
(農業用施設)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和7年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は西村九三男委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしております。

また、さる5月26日に実施いたしました現地調査及び地域計画との整合を確認いただいた委員名を報告させていただきます。

1番 村田和弘委員
5番 岡井委員
7番 内田裕夫職務代理者

11番 面野委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱の一部改正について

議案第2号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 2件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出) 1件

報告第2号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について(農業用施設) 1件

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。1番の村田和弘委員、2番の山口委員、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第1号から進めてまいりたいというふうに思います。議案第1号久御山町農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集並びに委嘱に関する要綱の一部改正についてを議題といたします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

本要綱につきましては、来年年明けに予定しております、農地利用最適化推進委員さんの募集に関しましての根拠となります要綱でございます。

このたび、懲役刑と禁固刑というのがありましたが、こちらのほうが拘禁刑という刑罰に一本化されるというふうな刑法改正がなされました。これに伴いまして、禁錮というふうな文言を使っております本要綱を改正すると、そういったものでございます。

具体的に申し上げますと、議案書の2ページをご覧ください。2ページでございますけども、こちらが推薦書というふうな様式になっておりまして、地域から、例えば農家組合から推薦を受けて手を上げていただくような推進委員さんについて、この様式第1号を記入いただくわけでございますけども、その中で禁固刑以上の刑に処せられていませんよ、というふうな誓約、同意書を記入いただく欄がございまして、ここの部分を禁錮以上から拘禁刑以上に記載を改正しておるものでございます。

続いて、3ページでございます。議案書3ページは、こちらは応募書となっております、こちらは立候補される方の様式となっております。こちらにつきましても、禁錮以上の刑から拘禁刑以上の刑に改正するものでございます。

改正点は以上でございまして、あと農業委員さんのほうの応募に関する規則に関しましては、役場の企画財政課が改正の手続きをしておりますので、今、現在改正の手続き中と聞いております。また、7月の総会時にご報告ができるかと思

(事務局)

いますので、併せて報告させていただきます。
それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、ご意見ご質問がございましたら、お出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

要綱の一部を改正をいうことですが、文言がちょっと変わるということがございます。よろしゅうございますか。これは、仕方がない、法的なものであるというふうに思いますので、ご意見ないように思います。それではご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号のとおり要綱を一部改正することについて、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号のとおり要綱を一部改正することといたします。

続きまして、議案第2号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案書4ページをご覧ください。また、皆さまのお手元にお配りしております、資料Aと書かれた資料も併せてご覧ください。右肩に資料Aと書かせていただいております資料でございます。こちらは、資料Aでございます、国の通知に基づきまして、農業委員会は毎年農地の最適化の推進の状況を点検評価を行った上で公表するという決まりになっておるところでございます。内容につきましては、5ページ目をご覧ください。こちらのほうが令和6年度の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表、別紙様式5と書かれているものでございます。5ページに関しましては、各統計等の数字を記入したものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

(事務局)

続いて、議案書の6ページをご覧ください。議案書の6ページが最適化活動の実施状況でございます。この実施している状況に基づきまして、点検の評価をしていくわけですが、資料がいろいろ飛んで申し訳ないんですけども、資料Aの2ページ目をご覧ください。資料Aの2ページ目には、目標の達成状況の評語の適用方法ということが書かれております。農業委員会の活動状況に応じて、下の表1、表2とあるんですけども、表2のほうの各目標の項目ごとに達成状況を見て、それぞれの点数をつけて、合計点数を割り出します。その合計点数によりまして、上の表1のほう、例えば5点未満であれば、目標に対して期待をやや下回る結果となった、というふうな評価に、農業委員会全体としてなっていく、そういうふうなイメージでございます。

また、議案書の6ページと、今、見ていただきました2ページを同時に見ていただくとわかりやすいかとは思いますが、まず6ページの1番上から、農地の集積の状況でございます。①現状及び課題、②目標とありまして、②目標のところの1番右下、今年度末の集積率の目標が56.7パーセントというふうになっておりました。実際にどうなったかと言いますと、③実績のほうで、今年度末の集積率、また右下のところですが44.5パーセントと下がってしまったというふうになっております。見ていただいたらお分かりのとおりですね、今年度の新規集積面積、マイナス53ヘクタールとなっております。これはどういうことかと申しますと、こちらは役場の落ち度もございますけども、集積面積の集計方法に誤りがありましたため、計算をし直したところ、正しい数字と去年の数字を比較しますと、大幅なマイナスとなった、簡単に申し上げますと、足してはならない町外の農地も足してしまっておったため、去年までは大きめの集積面積になっておりましたけれども、その分を省きましたら、その分が減ってしまったというようなものでございます。左下に目標に対する達成状況、78.6パーセントということですので、先ほどの資料Aの表2には、(1)成果目標、①農地の集積というのがありまして、達成状況

(事務局)

が達成率90パーセント未満ということなので、こちらは1点と、このような見方になっておるところでございます。

下にいきますと、今度は遊休農地の発生防止の話でございます。議案書6ページに一番下のところに②目標でございます、0.27ヘクタールというのが目標でございましたところ、議案書7ページにいきますと、③実績のところには、今年度は0.85ヘクタールの遊休農地が解消できたというふうなことでございますので、達成状況319パーセントということで、表2でいうところの5点でございました。

同じような感じでいきますけれども、新規参入の促進につきましては、久御山町ではあまり活動しておらないというようなこともございまして、説明は省略させていただきますけれども、達成率90パーセント未満の1点という扱いでございます。

議案書8ページに移りますけれども、活動の強化月間のほうの設定回数は3月以上実施したというふうな扱いになっておりますので、こちらは1点っていうことでございます。先ほど申しあげましたように、新規参入の取り組みができておりませんので、一番下の②の新規参入相談会への参加でございますけど、こちらが0点ということで、合計点数が8点ということになりました。議案書9ページにいきますと、下から2つ目のあたりにですね、目標の達成状況の評語というのがございます。8点でしたら、先ほどの表1のところを見ていただいたらお分かりのとおりですね、5点以上10点未満は目標に対して期待どおりの結果が得られたとなっておりますので、農業委員会全体としては目標に対して期待どおりの結果が得られた、というふうな評価になっておるところでございます。

また後ほどですね、委員さんの点検評価の結果につきましては、全員協議会でまたご説明させていただこうと思っておりますので、議案第2号につきましては、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

(事務局)

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

ただ今、事務局から議案第2号につきまして、説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等はございましたら頂戴をいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。特にご意見ご質問ないようですので、採決に入りたいと思ひます。

この案件につきましては、農業委員さんだけでなく、農業委員、推進委員全ての委員さんに挙手をお願いするものでございます。議案第2号のとおり実施状況を公表することに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員挙手。よって、議案第2号のとおり実施状況を公表することといたします。

それでは、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員からよろしくお願ひをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号21と受付番号22の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号21の案件につきまして、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第3号受付番号21につきましては、議案書11ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

(事務局)

なお、こちらの案件につきましては、譲受人が法人でございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書12ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書13ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われまます。

(会長)

ただ今、報告がございましたが、これを踏まえまして、議案第3号受付番号21について、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしゅうございますか、ございませんか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号21を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号22の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号22につきましては、議案書14ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書次のページの15ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号22につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号22を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、4条届出、受付番号3について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号3につきましては、議案書16ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年5月9日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

(事務局)

会長よろしくお願いたします。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がただ今、事務局からございましたが、何かこの報告につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、次の報告に入りたいと思います。

報告第2号2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、農業用施設、受付番号2について、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号2につきましては、議案書17ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年4月25日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

報告第2号の報告がございましたが、この件につきましてご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございますので、これで報告を終了したいと思います。

それでは、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時49分 終了